

関電監査役、昨秋に把握

「違法でない」取締役会諮らず

関西電力の役員らによる金品受領問題で、関電の監査役会が昨秋に問題を把握しながら、取締役会に報告していなかったことが分かった。取締役の不正をチェックする機関だが、役割が十分に果たせていなかった可能性がある。関電のガバナンス（企業統治）の不全が改めて浮き彫りになった。

▼1面参照

関電には監査役が7人おり、うち常任3人は生え抜きの元幹部で、4人は弁護士や学識者、元経営者ら社外の人材だ。関電はまず、昨年9月にまとめた社内調査報告書の内容を同10月に

常任監査役へ報告。その後、監査役会で社外監査役も含めて情報を共有した。監査役会は取締役会に不正行為があれば、取締役会に報告する義務がある。だが、「（金品受領に）不適切な部分はあるが、違法ではないので、報告書はおおむね妥当」と結論づけ、取締役会に議題として諮ることはしなかった。公表を働きかけることもなかった。

報告書には、八木誠会長ら20人が福井県高浜町の森山栄治元助役（故人）らから多額の金品を受け取ったことや、工事情報の提供で便宜を図ったことについて

詳細が記載されていた。報告書は「情報提供は金銭提供の対価的な意味あいはない」「工事発注プロセス・発注額は適正」などとして違法性を否定した。だが、「会社全体を大きなリスクにさらすことになりかねず、コンプライアンス（法令や社会規範の順守）上、不適切との評価を免れない」と批判。さらに「役員層に対し、本件事案を共有し、再発防止策を徹底する場を設ける」との提言が盛り込まれていた。

報告書は、関電から依頼された元大阪地検検事正の小林敬弁護士らがつりまと

めた。ある監査役は取材に「元検事が違法性なしと判断した点を考慮して、監査役会として行動はしなかった」と弁明した。

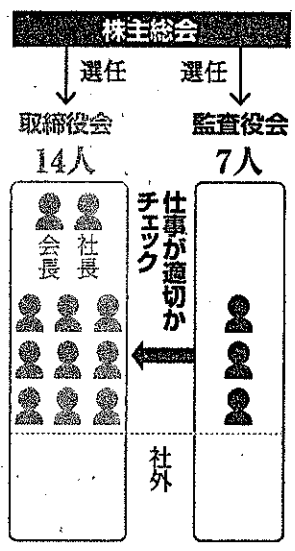
企業のコンプライアンスに詳しい郷原信郎弁護士は「あの報告書をみて取締役会に報告しなかったのであれば、監査役としての役割を果たしたとはいえない」と指摘する。

（金井和之、加藤裕則）

した結果、「儀礼的な範囲を超える金品の受領はなかった」と明らかにした。これで経済産業省からコンプライアンス（法令や社会規範の順守）の徹底の指示を受けた大手電力と原子力事業を手がける全12社が、関電と同様な事例は「なし」と朝日新聞の取材に回答した。



関西電力の監査役制度の概要(当時)



関電と同様事例 電源開発「なし」

電源開発は5日、現役員29人を対象に社内調査